

資料Ⅳ 南海トラフ地震防災対策推進計画

目次

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨	資料Ⅳ- 1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	資料Ⅳ- 1
第3節 推進地域の指定及び南海トラフ地震の被害想定・津波想定	資料Ⅳ- 1

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置等	資料Ⅳ- 3
第2節 災害応急対策要員の動員等	資料Ⅳ- 3

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 情報の収集・伝達等	資料Ⅳ- 4
第2節 救助・救急活動・医療活動・消火活動	資料Ⅳ- 4
第3節 物資調達	資料Ⅳ- 4
第4節 輸送活動	資料Ⅳ- 4
第5節 保健衛生活動・防疫活動等	資料Ⅳ- 5
第6節 帰宅困難者対策	資料Ⅳ- 5
第7節 資機材・人員等の配備手配	資料Ⅳ- 5
第8節 他機関に対する応援要請等	資料Ⅳ- 5

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 地震・津波に対する体制整備	資料Ⅳ- 6
第2節 津波からの防護のための施設の整備等	資料Ⅳ- 6
第3節 津波に関する情報の伝達等	資料Ⅳ- 6
第4節 津波避難対象地域・津波避難要注意地域	資料Ⅳ- 7
第5節 避難対策・避難目標地点等	資料Ⅳ-10
第6節 水防活動・避難誘導等に従事する者の活動	資料Ⅳ-21
第7節 水道・電気・ガス・通信・放送の対策	資料Ⅳ-22
第8節 交通対策	資料Ⅳ-23
第9節 不特定多数の者が利用する施設等に関する対策	資料Ⅳ-24

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 施設整備の方針	資料Ⅳ-26
第2節 実施内容	資料Ⅳ-26
第3節 建築物の耐震化の推進	資料Ⅳ-26

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上	資料Ⅳ-27
第2節 防災訓練計画	資料Ⅳ-29
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	資料Ⅳ-30

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節	趣旨	資料IV-32
第2節	南海トラフ地震臨時情報	資料IV-32
第3節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の対応	資料IV-33
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の対応	資料IV-33
第5節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の対応	資料IV-33

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

また、この計画は、平成23年6月24日に制定された「津波対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「尼崎市津波避難計画」として、南海トラフ地震等による津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項等を定め、市民等の生命・身体の安全の確保を実現することを目的とする。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、一定の事業者が南海トラフ地震防災対策計画等を作成するにあたっての参考となること。また、市民や自主防災組織等の津波避難対策の参考となること。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務は、尼崎市地域防災計画第1章（第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務）に定めるところによる。

第3節 推進地域の指定及び南海トラフ地震の被害想定・津波想定

1 推進地域の指定

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項に基づき推進地域に指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

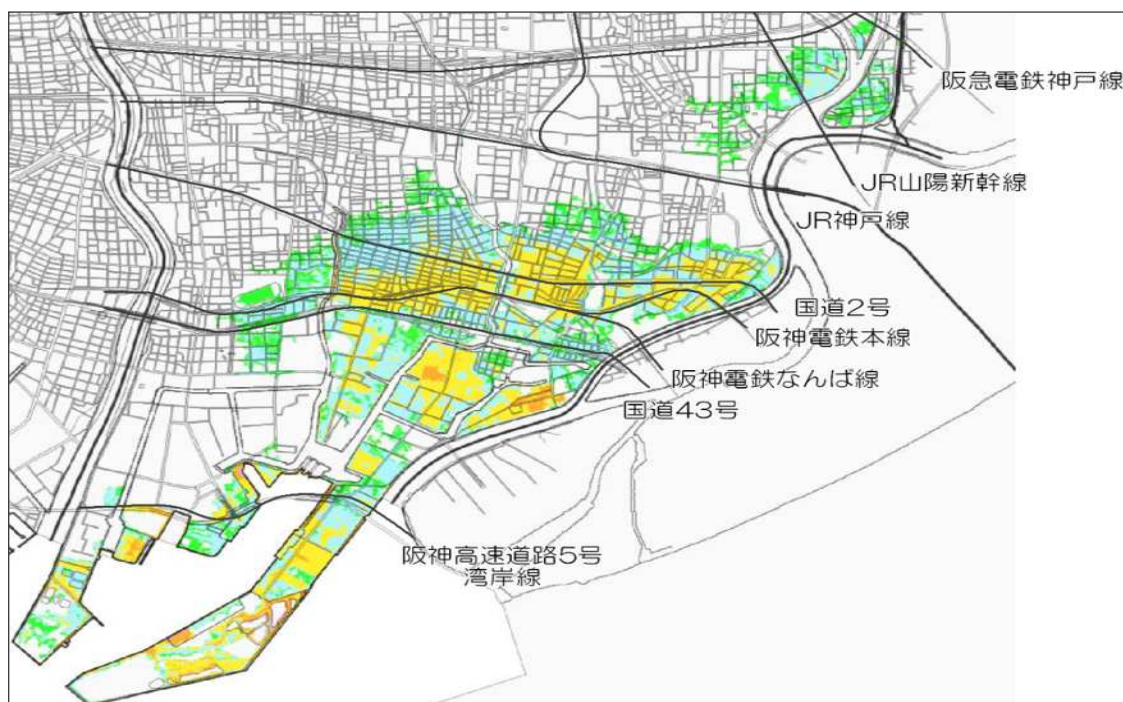


2 南海トラフ地震の被害想定・津波想定

尼崎市における南海トラフ地震の被害想定・津波想定は次のとおり。（「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月 3 日公表）及び「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 阪神地区」（平成 25 年 12 月 24 日公表））

最大震度		震度 6 強
揺れによる建物被害（夏の昼間 12 時）	全壊	1,229 棟
	半壊	9,402 棟
液状化による建物被害（夏の昼間 12 時）	全壊	267 棟
	半壊	8,722 棟
津波による建物被害（夏の昼間 12 時）	全壊	515 棟
	半壊	13,408 棟
揺れによる人的被害（冬の早朝 5 時）	死者	76 人
	負傷者	2,165 人
	重傷者	116 人
津波による人的被害（夏の昼間 12 時）	死者	8,291 人
	負傷者	2,829 人
	重傷者	962 人
津波による浸水被害 ※津波最短到達時間は津波が初期水位より 1m 上昇する時間	最高津波水位	4.0m
	津波最短到達時間※	117 分
	浸水面積	981ha
避難者（1 週間後）		38,817 人

< 尼崎市津波浸水想定図 : >



第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置等

災害対策本部等の設置、災害対策本部等の組織及び運営等については、尼崎市地域防災計画第2章（第1節 防災体制）に定めるところによる。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における防災組織については、各機関が定めるところによる。

第2節 災害応急対策要員の動員等

1 職員の動員

職員の参集、配備態勢等については、尼崎市地域防災計画第2章（第2節 職員を動員する）に定めるところによる。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 職員の福利厚生

災害対策の第一線で勤務する職員の健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化へ対処するとともに、他都市職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 情報の収集・伝達等

1 情報の収集・伝達

地震や津波に関する情報や被害情報等の迅速かつ確実な収集・伝達については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第1節 情報を収集伝達する）に定めるところによる。

地震・津波関連情報の収集・伝達にあつては、災害の状況及び措置状況に関する情報を収集し、当該災害が市の対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあつても、迅速な当該情報の報告に努める。

2 避難情報の発令

市は、尼崎市地域防災計画第4章-1（第4節 避難活動を実施する）に定めるところにより、状況に応じて避難情報を発令する。

3 施設の緊急点検・巡視

公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被害状況等の把握に努める。

4 二次被害の防止

地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検や応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

海上においては、第五管区海上保安本部及び県とともに、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じる。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮する。

第2節 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第6節-2 消防応急対策を実施する（地震・津波編）、第7節 医療救護関連活動を行う、第8節 救急医療活動を行う、第9節 被災者救出活動を行う）に定めるところによる。

第3節 物資調達

必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資調達については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第15節 食料供給活動を行う、第16節 給水活動を行う、第17節 物資供給活動を行う）に定めるところによる。

第4節 輸送活動

緊急輸送予定道路の指定及び措置、その応急復旧、その他交通輸送の確保等については、尼崎市地域防災計画第3章（第15節 防災体制を充実する）、第4章-1（第14節 交通輸送活動を行う）に定めるところによる。

第5節 保健衛生活動・防疫活動等

保健衛生活動・防疫活動・環境整備活動については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第18節 死体処理活動を行う、第19節 環境整備活動を行う、第20節 感染症対策活動を行う）に定めるところによる。

第6節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、尼崎市地域防災計画第3章（第15節 防災体制を充実する）に定めるところによる。

第7節 資機材・人員等の配備手配

資機材等の整備については尼崎市地域防災計画第3章（第15節 防災体制を充実する）、人員等の配備手配は尼崎市地域防災計画第2章（第2節 職員を動員する）、第4章-1（第10節 相互応援協力を行う）に定めるところによる。

第8節 他機関に対する応援要請等

1 関西広域連合との連携

関西広域連合との連携については、尼崎市地域防災計画第3章（第15節 防災体制を充実する）に定めるところによる。

2 相互応援協定の運用

市は、必要があるときは、他の自治体や民間企業等と締結している各種の応援協定に基づき、応援を要請する。

3 自衛隊への派遣要請

自衛隊への派遣要請については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第11節 自衛隊派遣を要請する）に定めるところによる。

4 海上保安庁への支援要請

海難その他の海上災害の場合における救助及び緊急海上輸送（人員、物資、飲料水等）の応援を要請する場合は、別に定めるところによる。

5 近畿地方整備局との連携

国土交通省近畿地方整備局と締結した「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、近畿地方整備局長に要請する。この申し合わせは、災害時の被害の拡大と二次災害を防止するため、近畿地方整備局が人員の派遣等の応援を行う。

6 消防の広域応援

緊急消防援助隊の応援要請については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第6節-2 消防応急対策を実施する（地震・津波編））に定めるところによる。

7 受援体制の整備

受援体制の整備については、尼崎市地域防災計画第3章（第15節 防災体制を充実する）に定めるところによる。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 地震・津波に対する体制整備

1 市の体制整備

市は、自主防災組織及び消防団や、警察等の関係機関の協力・連携のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

2 地域における連携の推進

阪神南県民センター、阪神北県民局、阪神地域の7市1町、防災関係機関、警察等で組織する「南海トラフ地震対策阪神地域推進協議会」（平成27年3月31日「東南海・南海地震対策阪神南地域推進協議会」要綱改正により設置）において、情報共有の促進と連携強化を図る。

3 情報伝達体制の整備

情報伝達体制の整備については、尼崎市地域防災計画第3章（第5節 災害情報網を整備する）に定めるところによる。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

1 海岸保全施設等の整備、管理及び閉鎖体制

津波被害を防御するための海岸保全施設等の整備、管理及び閉鎖体制については、尼崎市地域防災計画第3章（第2節 津波災害を防御する）、第4章-1（第3節 津波からの防護を実施する）に定めるところによる。

2 河川、港湾施設の整備

河川、港湾施設の整備については、尼崎市地域防災計画第3章（第3節 公共施設を整備する）に定めるところによる。

3 防災行政無線等の整備

市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線等の情報伝達手段の整備を行う。

4 ヘリコプター臨時着陸場適地

海拔ゼロメートル地帯での長期湛水の恐れがある本市では、次の4ヶ所をヘリコプターの臨時着陸場の適地としている。（尼崎市地域防災計画資料Ⅰ（4-22 臨時ヘリポート）参照）

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 武庫川河川敷（武庫川第1） | （大島1丁目～2丁目） |
| (2) 武庫川河川敷（武庫川第2） | （武庫町3丁目） |
| (3) 尼崎市記念公園陸上競技場 | （西長洲町1丁目4-1） |
| (4) 藻川河川敷 | （上食満） |

第3節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第1節 情報を収集伝達する）に定めるところにより、防災行政無線等を通じて実施する。

第4節 津波避難対象地域・津波避難要注意地域

1 津波避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要と考えられる地域を津波避難対象地域とする。

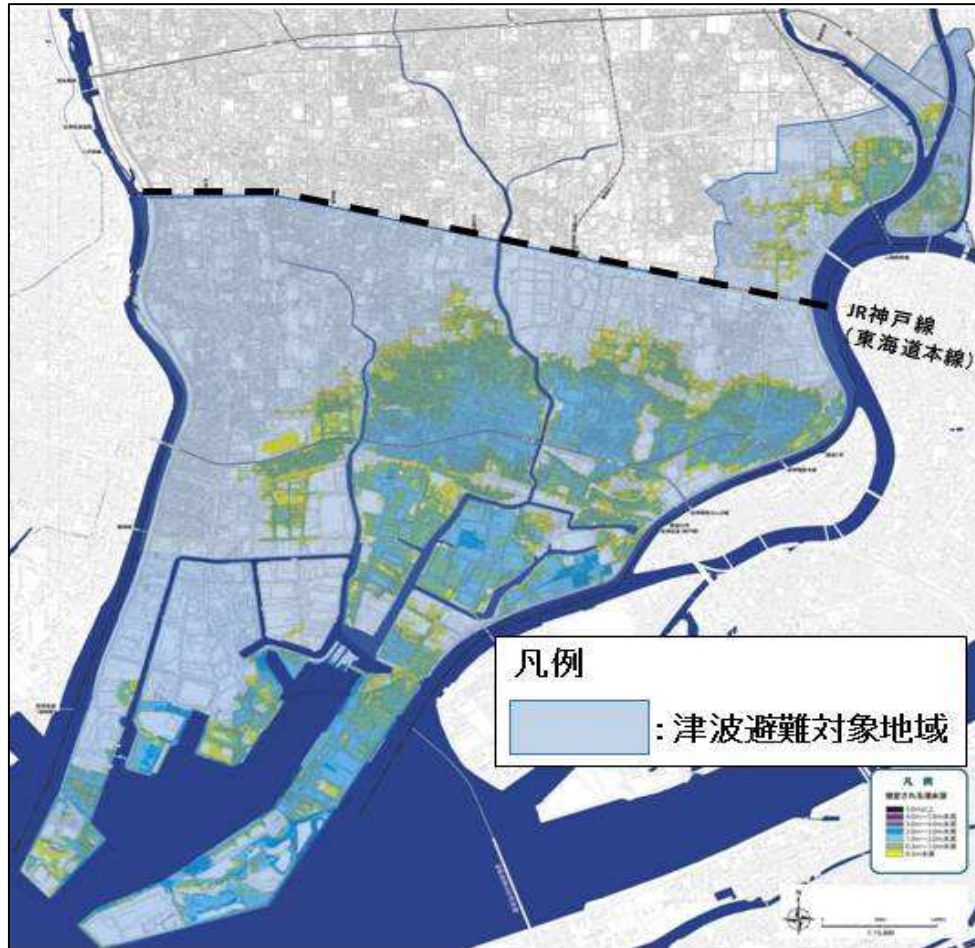
本市は津波等の水害の被害を受けやすい地形となっていることから、十分な安全性を考慮し、JR神戸線（東海道本線）より南側のすべての地域及び小田地区・園田地区の津波浸水が想定される地域を町丁目単位で津波避難対象地域とする。

＜津波避難対象地域＞

地区	町丁目	人口
中央	大高洲町、開明町1～3丁目、神田北通1～9丁目、神田中通1～9丁目、神田南通1～6丁目、北城内、北大物町、北竹谷町1～3丁目、北初島町、玄番北之町、玄番南之町、汐町、昭和通1～9丁目、昭和南通3～9丁目、大物町1・2丁目（県道昭和東本町線以東で市道神崎尼崎線の2以北の1丁目の区域並びに市道神崎尼崎線の2、市道第1号線及び大物川緑地で囲まれた1丁目の区域を除く）、竹谷町1～3丁目、建家町、築地1～5丁目、寺町、中在家町1～4丁目、西海岸町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西難波町1～6丁目、西本町1～8丁目、西本町北通3～5丁目、西松島町、西御園町、西向島町、東海岸町、東桜木町、東大物町1・2丁目（県道昭和東本町線以東の1丁目の区域を除く）、東高洲町、東難波町1～5丁目、東初島町、東浜町、東本町1～4丁目、東松島町、東御園町、東向島西之町、東向島東之町、扶桑町、船出、御園町、南城内、南竹谷町1～3丁目、南初島町、宮内町1～3丁目、蓬川荘園	約5万3千人
小田	今福1・2丁目、梶ヶ島、神崎町、金楽寺町1・2丁目、杭瀬北新町1～4丁目、杭瀬寺島1・2丁目、杭瀬本町1～3丁目、杭瀬南新町1～4丁目、潮江5丁目の1、常光寺1～4丁目、大物町1丁目（県道昭和東本町線以東で市道神崎尼崎線の2以北の区域並びに市道神崎尼崎線の2、市道第1号線及び大物川緑地で囲まれた区域に限る）、高田町、次屋1～4丁目、長洲中通1～3丁目、長洲西通1・2丁目、長洲東通1～3丁目、長洲本通1～3丁目、西川1・2丁目、西長洲町1～3丁目、額田町、浜1～3丁目、東大物町1丁目（県道昭和東本町線の西側の区域を除く）	約4万9千人
大庄	稲葉荘1～4丁目、稲葉元町1～3丁目、扇町、大島1～3丁目、大庄川田町、大庄北1～5丁目、大庄中通1～5丁目、大庄西町1～4丁目、大浜町1・2丁目、琴浦町、水明町、末広町1・2丁目、崇徳院1～3丁目、鶴町、道意町1～7丁目、中浜新田、中浜町、菜切山町、西、西立花町2～5丁目（2丁目の1～13番、15～19番及び28～32番の区域並びに3丁目の1～11番、15番及び16番の区域を除く）、浜田町1～5丁目、東、東大島、平左衛門町、又兵衛、丸島町、武庫川町1～4丁目、元浜町1～5丁目、蓬川町	約5万2千人

立花	七松、七松町1～3丁目、西立花町1～3丁目（2丁目の14番、20～27番及び33～35番の区域並びに3丁目の12～14番及び17～20番の区域を除く）、東七松町、東七松町1・2丁目、南七松町1・2丁目	約1万2千人
武庫	-（該当なし）	-
園田	戸ノ内、戸ノ内町1～6丁目、東園田町7・8丁目	約6千人

※人口は、住民基本台帳人口 令和3年3月31日現在から算出



2 津波避難要注意地域

南海トラフ地震の発生後、津波の最短到達時間である 117 分までに、津波浸水想定区域の外側への水平避難が困難であることが見込まれ、垂直避難を含めた避難行動に特に注意が必要な地域を津波避難要注意地域とする。

まずは、津波到達予想時間までに水平避難が可能とされる距離の目安を、次表の兵庫県の試算結果を用いて設定し、この避難可能距離をもとに津波避難要注意地域を抽出する。試算結果では、歩行速度 3.6km/h が目安とされており、歩行困難者及び乳幼児等は歩行速度が低下するため歩行速度 1.8km/h とされている。

	1m津波の到達時間(分)	避難可能距離			
		歩行速度1.0m/秒 (3.6km/h)の場合		歩行速度0.5m/秒 (1.8km/h)の場合	
		避難開始時間 :15分の場合	避難開始時間 :5分の場合	避難開始時間 :15分の場合	避難開始時間 :5分の場合
神戸市	83	4,080m	4,680m	2,040m	2,340m
尼崎市	117	6,120m	6,720m	3,060m	3,360m
西宮市	112	5,820m	6,420m	2,910m	3,210m
芦屋市	111	5,760m	6,360m	2,880m	3,180m
明石市	115	6,000m	6,600m	3,000m	3,300m
加古川市	113	5,880m	6,480m	2,940m	3,240m
高砂市	117	6,120m	6,720m	3,060m	3,360m
播磨町	110	5,700m	6,300m	2,850m	3,150m
姫路市	120	6,300m	6,900m	3,150m	3,450m
相生市	120	6,300m	6,900m	3,150m	3,450m
たつの市	120	6,300m	6,900m	3,150m	3,450m
赤穂市	120	6,300m	6,900m	3,150m	3,450m
洲本市	45	1,800m	2,400m	900m	1,200m
南あわじ市	44	1,740m	2,340m	870m	1,170m
淡路市	65	3,000m	3,600m	1,500m	1,800m

出典：「兵庫県 市町津波避難計画策定の手引き」（平成 28 年 2 月公表）避難開始時間とは、地震が発生してから避難行動を開始するまでの時間をいう。例えば 15 分とは、地震が発生してから 15 分後に避難行動を開始することを示す。

地震からの身の安全の確保や夜間の発災による避難行動の遅れ等を考慮し、尼崎市の避難が可能とされる距離の目安のうち最も短い距離となる、歩行速度 1.8km/h、避難開始時間 15 分の条件を採用し、避難可能距離を 3,060m に設定する。

この避難可能距離に基づき、津波浸水想定区域の外側に位置する代表的な緊急避難場所である最寄りの公立学校から、3,060m 以上離れたエリアを町丁目単位で津波避難要注意地域とする。

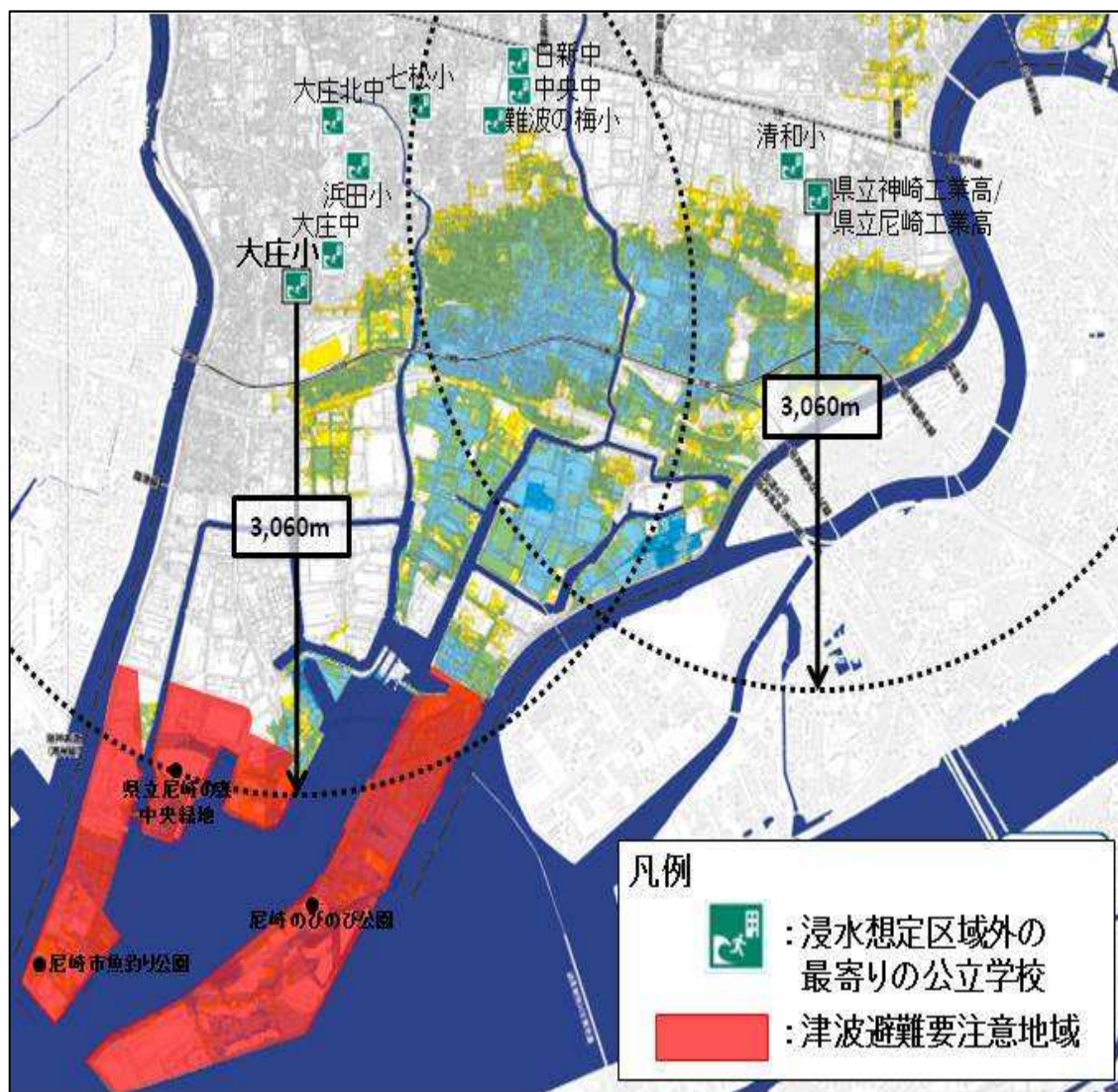
<津波避難要注意地域>

地区	町丁目名	人口
中央	東海岸町(※)、船出	4 人
大庄	扇町、末広町 2 丁目、平左衛門町	-

(※)は人口を有する町丁目

※対象人口は、住民基本台帳人口 令和 3 年 3 月 31 日現在から算出

＜津波避難要注意地域＞



津波避難要注意地域内は、全て工業専用地域であり、多くの事業所が集積していることから、これら事業所等を中心に、避難方法等についての啓発を行っていく。

第5節 避難対策・避難目標地点等

1 津波避難の基本的な考え方

- ・津波の最短到達時間 117 分を考慮し、可能な限り JR 神戸線以北かつ猪名川、藻川、武庫川等の河川から離れた場所に避難する（水平避難）。
- ・避難が遅れた場合や、長い距離の移動が困難な場合などは、緊急一時的に近くの津波等一時避難場所等に避難する（垂直避難）。
- ・市域全域にわたり海拔が低く、市域の約 3 分の 1 が海拔ゼロメートル地帯であることや、南側に海、東西に大きな河川を有しており、3 方向が水域に囲まれていることから、浸水想定がなされていない JR 神戸線以北の地域においても、安全を最優先とした避難行動を行う。

2 緊急避難場所の確保（津波等一時避難場所）

本市では、津波や洪水等から逃げ遅れた方や要配慮者が、生命の安全を確保するために緊急一時的に避難できる場所として「津波等一時避難場所」の指定を行っており、今後も

南部地域の浸水想定区域内等を中心に津波等一時避難場所の指定・拡充に努める。

(1) 基本的な考え方

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び助言を行うとともに、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

(2) 津波避難ビルの指定促進

県は、県立学校、県営住宅等の県有財産について、市町が行う津波避難ビルの指定に協力することとする。

(3) 高速道路、鉄道施設の活用検討

県は、関西広域連合と協力しながら、高速道路や鉄道高架駅舎を活用した一時避難の方策を検討することとする。

3 津波避難路の設定

本市では、各避難場所へ連絡する避難路ネットワークとして、幅員 12m以上の都市計画道路及び区画道路を避難路としている。この避難路をもとに、次の要件を満たす道路を津波避難路とする。

- ・概ね 12m 以上の幅員があり、周辺建物の倒壊や落下物等による危険性や閉塞の恐れが少ないこと
- ・避難の方向が原則として津波から遠ざかる方向であること
- ・最短で避難先に到達出来ること
- ・行き止まりや袋小路に当たらないこと
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として利用しないこと

この津波避難路を目安として、住民等は普段滞在する自宅や事業所等から避難先までの避難経路を、安全性を考慮して複数選定しておくこととする。

また、避難中に津波が来襲する可能性や水平避難が困難な場合などを考慮し、避難経路の近くの津波等一時避難場所などの緊急避難場所をあらかじめ確認しておくこととする。

4 避難目標地点及び避難方法の設定

本市の津波避難の考え方である、「海岸や河川からはより遠く、より高く」を基本とし、津波発生時に滞在している地域に応じて、避難目標地点と避難方法を次表のとおり設定した。可能な限り JR 神戸線以北かつ河川から離れた場所に避難することが最も安全な避難行動であるが、状況に応じて適切な避難行動が取れるよう、避難目標地点は次表のとおり、避難の優先度を付けたうえで地域ごとに複数設定した。地域ごとの避難方法の詳細については、次で詳しく説明する。

なお、これらの避難目標地点はあくまで目安であり、十分な安全が確保出来る形であれば、地域の実情に応じて別の避難目標地点や避難方法を設定しても差し支えないものとする。

<地域ごとの避難目標地点>

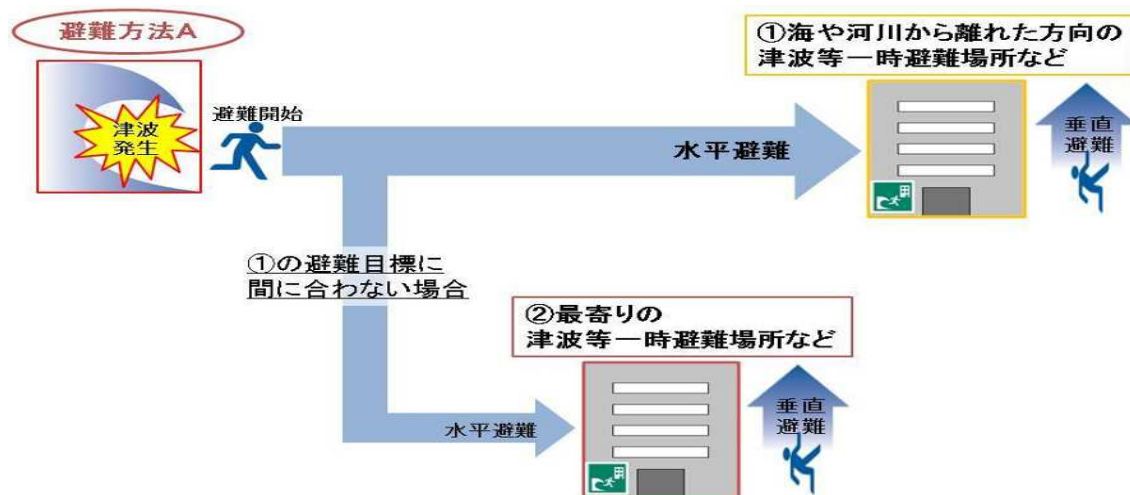
地域	避難目標地点	避難の優先度
・津波避難要注意地域 避難方法A	①海や河川から離れ、可能な限り北方向の津波等一時避難場所などの3階以上など	↑ 高
	②最寄りの津波等一時避難場所などの3階以上など	↓ 低
・JR神戸線以南の地域 (津波避難要注意地域を除く) ・小田地区・園田地区 の津波避難対象地域 避難方法B	①JR神戸線以北の河川から離れた公立学校の3階以上など	↑ 高
	②津波浸水想定区域の外側の最寄りの公立学校の3階以上など	
	③最寄りの津波等一時避難場所などの3階以上など	↓ 低

[津波避難要注意地域の避難方法] **避難方法A**

津波避難要注意地域では、津波到達時間までに津波浸水想定区域の外側への水平避難が困難であることが見込まれるため、津波発生当初は「海や河川から離れ、可能な限り北方向の津波等一時避難場所などの3階以上」へ避難することを最優先とする。

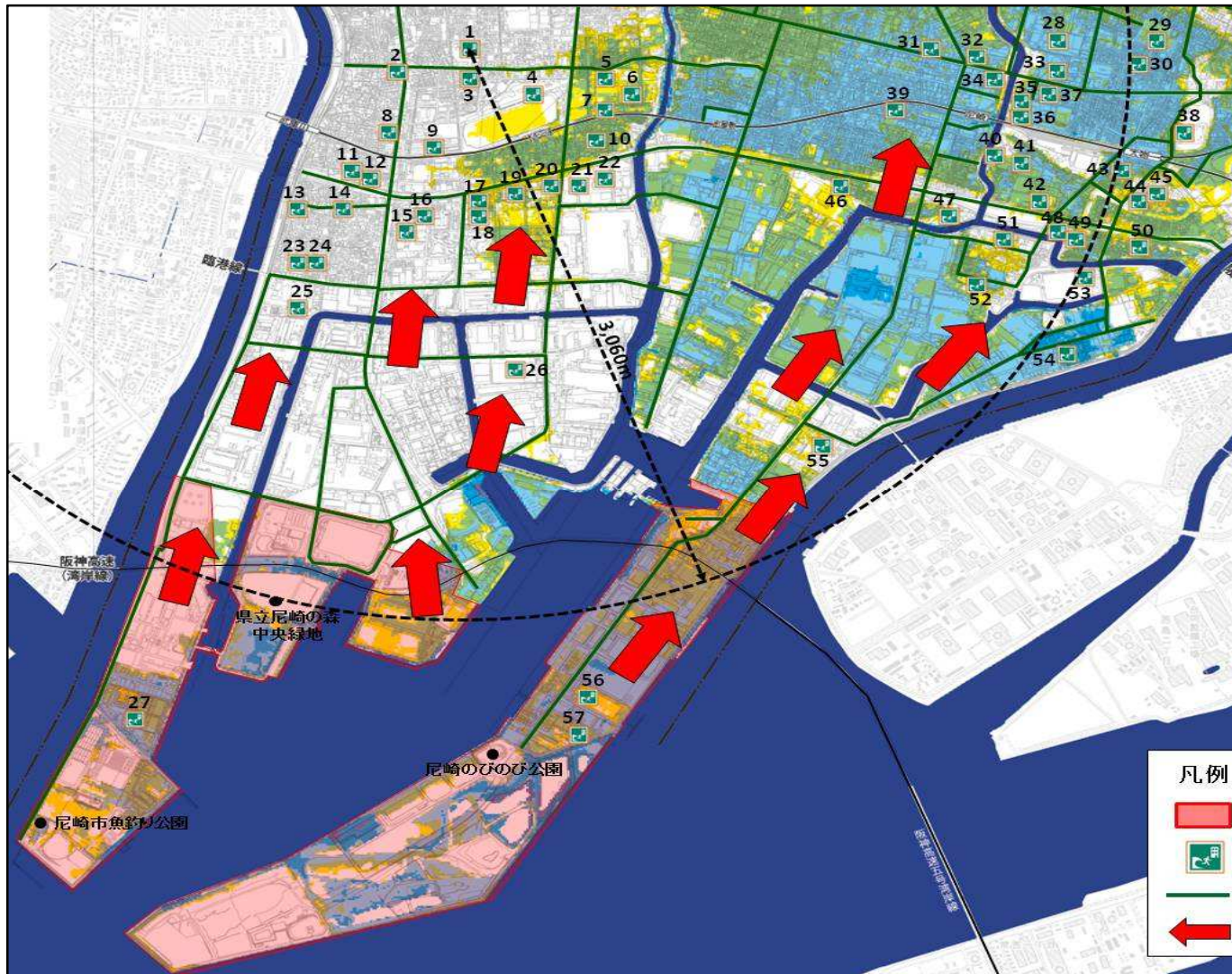
ただし、逃げ遅れて津波到達間近になった場合や、身体・体力的に水平避難が困難な場合などは、最寄りの津波等一時避難場所などへ避難して命を守る避難行動を行うこととする。

<避難方法Aの避難の考え方>



津波避難要注意地域は、前述したとおり、大庄地区の一部（扇町、末広町2丁目、平左衛門町）と中央地区の一部（東海岸町、船出）であるが、津波避難要注意地域の避難の概念図と、地区ごとの避難目標地点の例を次ページに示す。

<避難方法A（津波避難要注意地域）の避難の概念図（例）>



資料IV-13

<大庄地区の一部（扇町、末広町2丁目、平左衛門町）の避難目標地点（津波等一時避難場所）（例）>

No.	名称	住所	収容人数
1	大庄小学校	大庄中通4丁目43-1	1,520人
2	ベアーレ伸和	大庄西町1-38-17	70人
3	市営 大庄住宅（1～2号棟）	大庄中通5-1	70人
4	尼崎市モーターボート競走場 メインスタンド3・5・7階	水明町199-1	5,800人
5	成徳小学校	蓬川町302-2	1,040人
6	市営 蓬川住宅	蓬川町302-17	930人
7	県営 尼崎大庄高層住宅（1～3号）	蓬川町331	1,740人
8	畠中整形外科・リハビリテーション科	大庄西町1-10-15	100人
9	ルミエール千鳥（1～8号棟）	大庄西町4-3	780人
10	誠也産業株式会社	道意町3-1-2	50人
11	ブリージェ武庫川	武庫川町2-38-3	40人
12	勝間マンション	武庫川町2-36-6	80人
13	プラウデスト	元浜町3-12-3	80人
14	ルミエール武庫川	元浜町2-38	90人
15	サンハイツ	元浜町1-10	80人
16	市営 元浜住宅	元浜町1-22	360人
17	メゾンドみずほ尼崎	道意町6-4-25	130人
18	市営 道意西住宅	道意町6-9-2	280人
19	ファミリー武庫川東	道意町6-2-26	100人
20	市営 道意住宅	道意町6-1	800人
21	アマドゥ（オートボックスセブン3階・屋上 駐車場）	道意町7-1	17,500人
22	コーナン尼崎道意町店（3・4・屋上階駐車 場）	道意町7-1	7,600人
23	県営 尼崎武庫川高層住宅	元浜町4-51	450人
24	リバーガーデン藤	元浜町4-57	160人
25	大庄中継ポンプ場（管理棟）	元浜町4-78-6	20人
26	ヤマト運輸株式会社 西大阪主管支店 （4階社員食堂、屋上駐車場）	中浜町26-4	6,500人
27	武庫川下流浄化センター管理棟屋上部分	平左衛門町18-4	1,280人

< 中央地区の一部（東海岸町、船出）の避難目標地点（津波等一時避難場所）（例） >

No.	名称	住所	収容人数
28	成良中学校	西長洲町 2-33-22	1,620 人
29	兵庫県立尼崎高等学校	北大物町 18-1	2,630 人
30	中村産業（株）	北大物町 9-7	20 人
31	ベルコ尼崎駅前ホール	東難波町 5-17-30	850 人
32	キングマンション尼崎シエナシティ	東難波町 5-30-24	480 人
33	都ホテルニューアルカイク（3階宴会場ロビー）	昭南通 2-7-1	600 人
34	尼崎商工会議所（4階から7階の会議室等）	昭南通 3-96	700 人
35	都心3号線立体遊歩道、庄下川東広場 （総合文化センター・アマゴッタ間のデッキ及び広場）	昭南通 2-6～7 及び西大物町 12	3,700 人
36	アマゴッタ	西大物町 12-41	250 人
37	市営 昭南通 2丁目改良住宅	昭南通 2-6-21	260 人
38	尼崎だいもつ病院	東大物町 1-1-1	3,560 人
39	中央体育館（サンシビック尼崎）	西御園町 93-2	900 人
40	中央図書館	北城内 27	800 人
41	琴ノ浦高等学校	北城内 47-1	1,080 人
42	明城小学校	南城内 10-1	1,830 人
43	市営 大物住宅	大物町 2-6-21	240 人
44	シェーンハイム	大物町 1-9-14	10 人
45	フォンタルNOW	大物町 1-10-3	10 人
46	市営 西本町住宅	西本町 5-47	370 人
47	中在家中継ポンプ場（管理棟）	中在家町 1-19	40 人
48	市営 築地改良住宅	南城内 2-35	1,050 人
49	特別養護老人ホーム ほがらか苑	東本町 4-103-11	300 人
50	老人保健施設 友の家	東本町 2-51	100 人
51	市営 築地本町改良住宅（1～4号棟）	築地 3-1、4-1	1,940 人
52	市営 築地南浜改良住宅（1～3号棟）	築地 3-6、4-6、5-10	780 人
53	東部浄化センター管理棟	西松島町 32	860 人
54	住宅型有料老人ホーム ハウスみもぎ	南初島町 8-51	110 人
55	クリーンセンター第1工場	大高洲町 8	80 人

56	クリーンセンター第2工場	東海岸町 16-1	150人
57	資源リサイクルセンター	東海岸町 23-1	300人

※津波等一時避難場所は令和3年11月1日現在

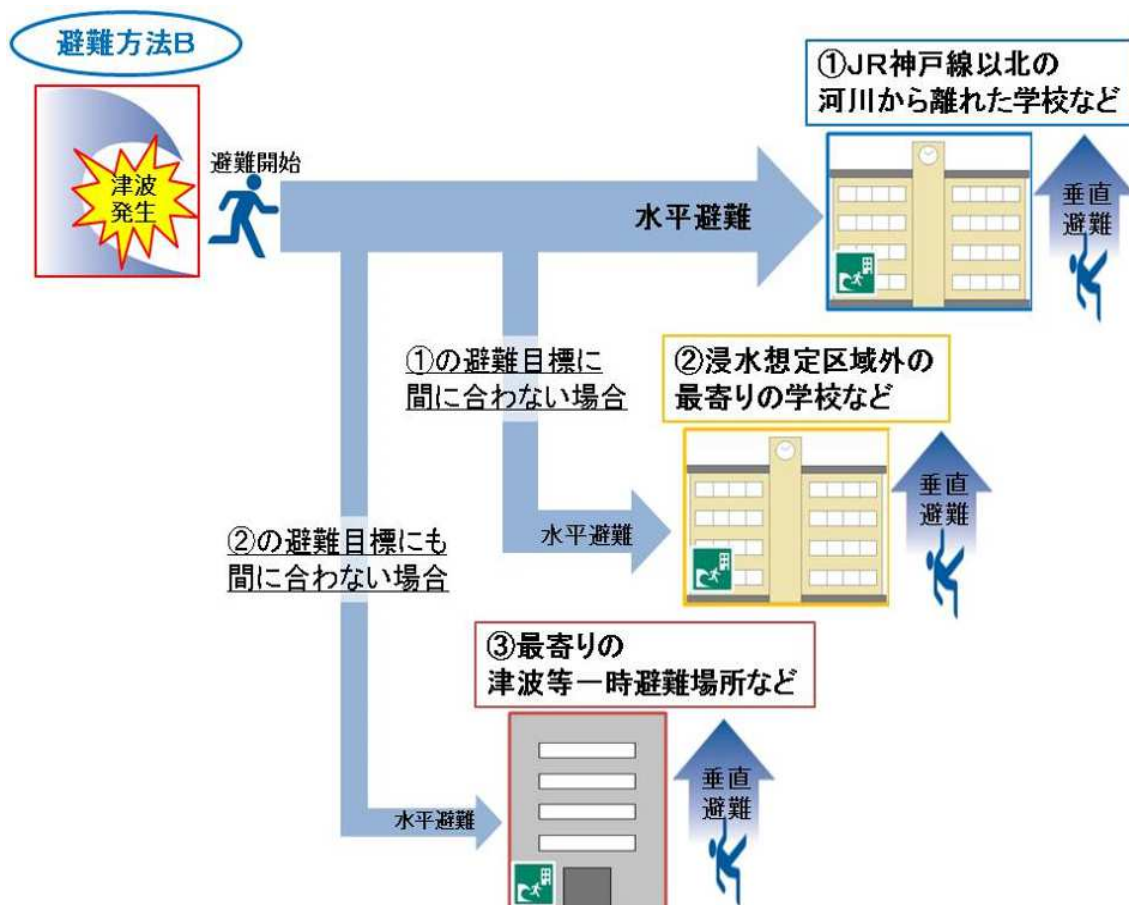
〔JR神戸線以南の地域（津波避難要注意地域を除く）の避難方法〕 **避難方法B**

JR神戸線以南の地域では、津波発生当初は可能な限り「JR神戸線以北の河川から離れた公立学校の3階以上など」を目指すことを最優先として避難する。

ただし、JR神戸線までの距離が比較的長い地域（南部地域の津波浸水想定区域の内側など）に滞在しており、津波到達時間までにJR神戸線までの避難が間に合わない場合などは、「津波浸水想定区域の外側の最寄りの公立学校の3階以上など」へ避難し、安全を確保することも避難行動とする。

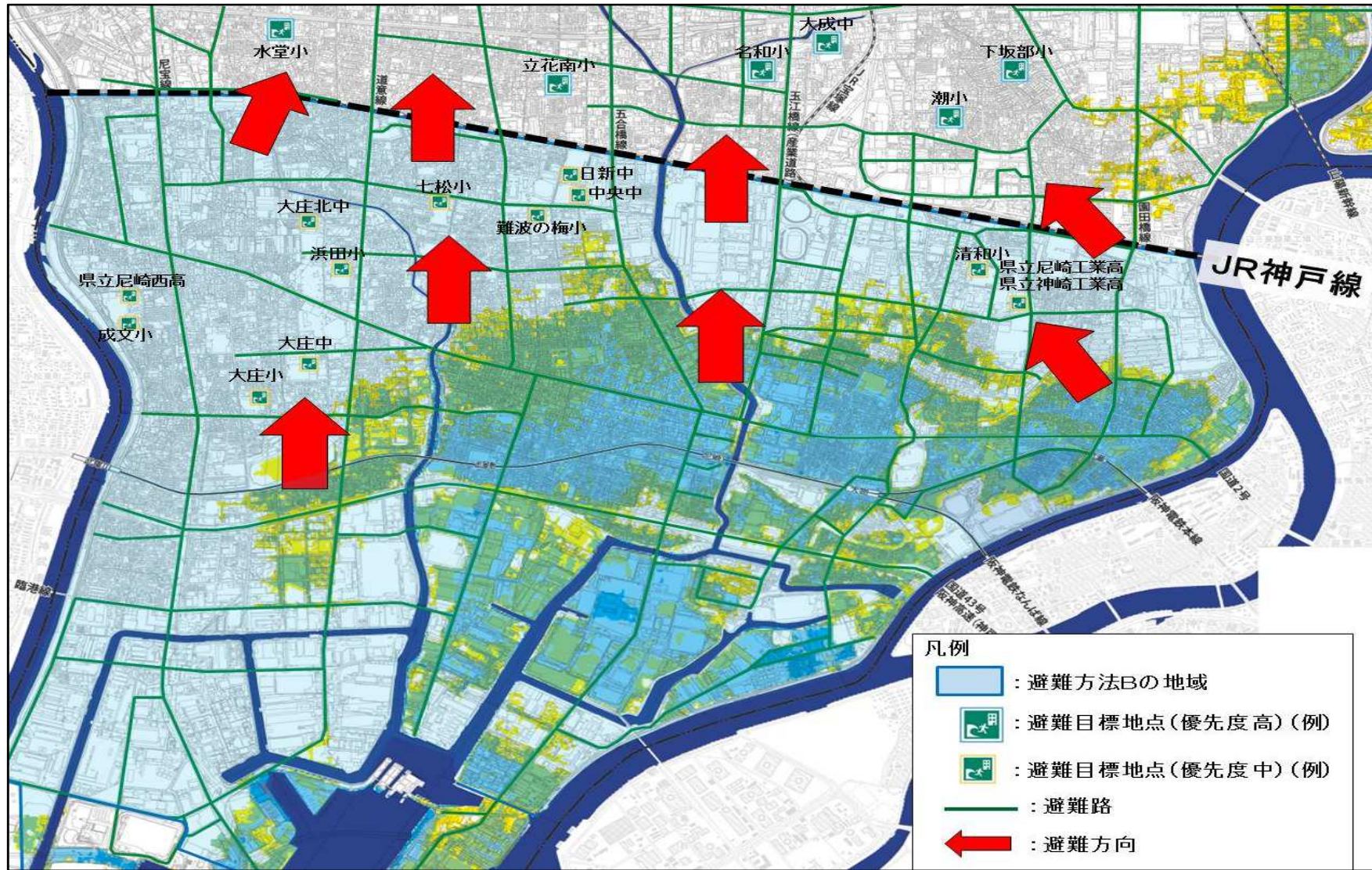
さらに、逃げ遅れて上記の避難目標地点にも間に合わない場合や、身体・体力的に水平避難が困難な場合などは、「最寄りの津波等一時避難場所の3階以上など」へ避難して命を守る避難行動を行うこととする。

<避難方法Bの避難の考え方>



JR神戸線以南の地域（津波避難要注意地域を除く）の避難の概念図と、避難目標地点の例を次ページに示す。

< 避難方法B（JR神戸線以南）の避難の概念図（例） >



<避難方法B（JR神戸線以南）の避難目標地点①（避難の優先度：高）（例）>

名称	住所
水堂小学校	水堂町 1-32-8
立花南小学校	三反田町 2-16-1
名和小学校	名神町 3-1-51
大成中学校	久々知西町 2-8-48
潮小学校	潮江 2-2-20
下坂部小学校	下坂部 1-12-1

<避難方法B（JR神戸線以南）の避難目標地点②（避難の優先度：中）（例）>

名称	住所	名称	住所
日新中学校	東七松町 2-1-44	県立尼崎工業高等学校	長洲中通 1-13-1
中央中学校	東七松町 2-5-67	県立神崎工業高等学校	
大庄北中学校	大庄北 1-8-1	県立尼崎西高等学校	大島 2-34-1
七松小学校	南七松町 1-4-49	成文小学校	大島 2-33-1
難波の梅小学校	西難波町 6-14-57	大庄中学校	菜切山町 37-1

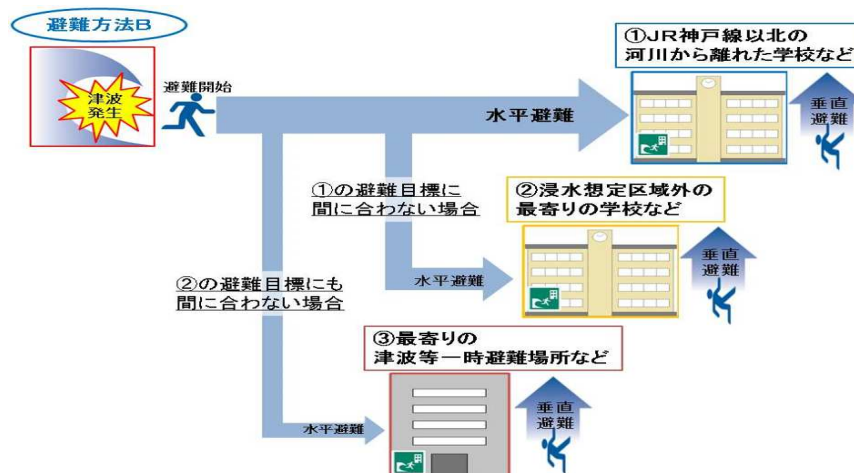
[小田地区・園田地区の津波避難対象地域] **避難方法B**

JR神戸線以北の小田地区・園田地区の津波避難対象地域では、津波発生当初は「JR神戸線以北の河川から離れた公立学校の3階以上など」を避難目標地点とし、津波到達までに可能な限り猪名川・藻川から離れた方向へ水平避難することを最優先とする。

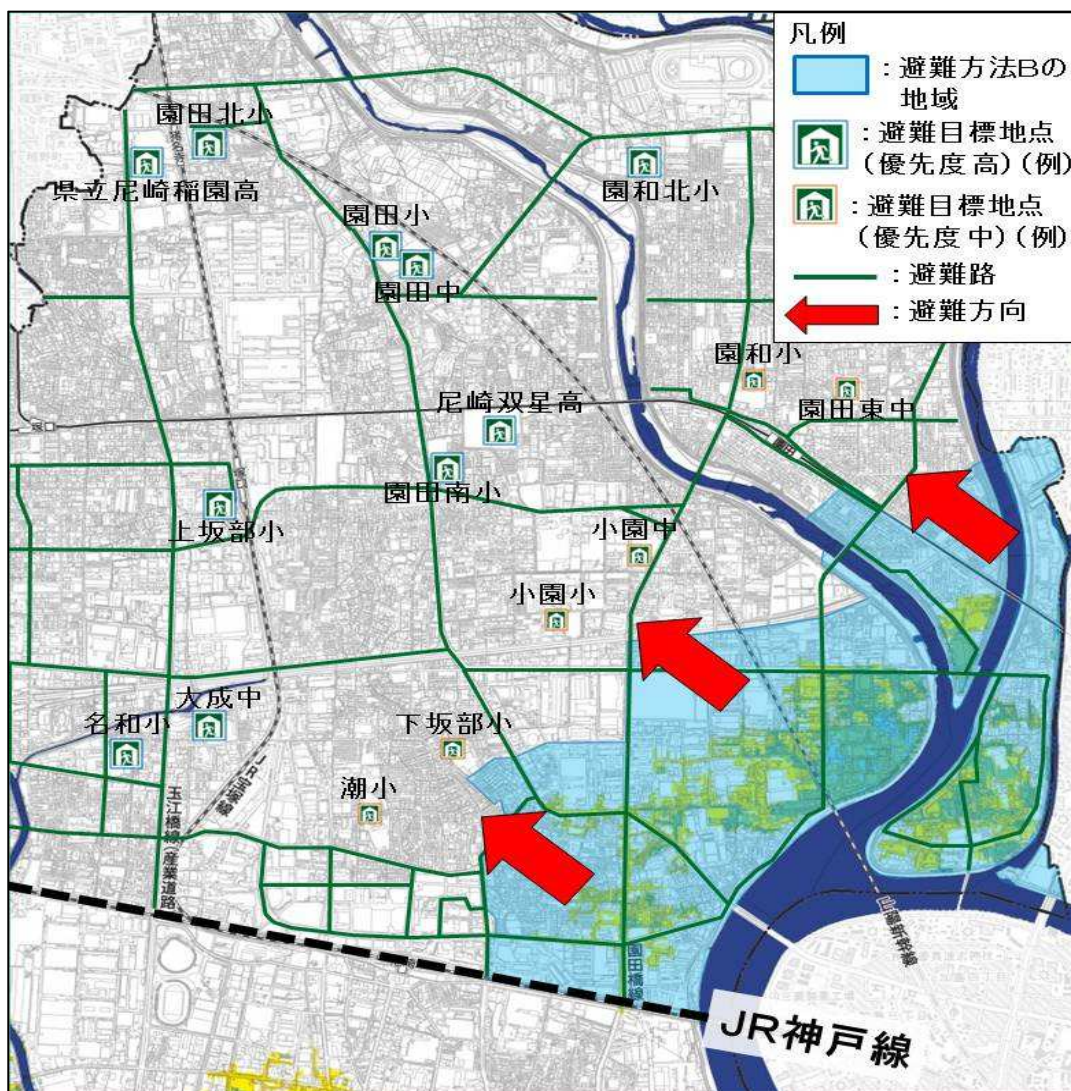
ただし、津波到達時間が迫ってきている場合などは、「津波浸水想定区域の外側の最寄りの公立学校の3階以上など」へ避難し、安全を確保することも避難行動とする。

さらに、逃げ遅れて上記の避難目標地点にも間に合わない場合や、身体・体力的に水平避難が困難な場合などは、「最寄りの津波等一時避難場所の3階以上など」へ避難して命を守る避難行動を行うこととする。

<避難方法Bの避難の考え方>



＜避難方法B（JR神戸線以北）の避難の概念図（例）＞



＜避難方法B（JR神戸線以北）の避難目標地点（避難の優先度：高）（例）＞

名称	住所
県立尼崎稲園高等学校	猪名寺 3-1-1
園田北小学校	猪名寺 2-4-1
園田小学校	食満 1-1-2
園田中学校	食満 1-1-1
園和北小学校	田能 1-7-1
上坂部小学校	東塚口町 1-15-36
名和小学校	名神町 3-1-51
大成中学校	久々知西町 2-8-48

<避難方法B（JR神戸線以北）の避難目標地点（避難の優先度：中）（例）>

名称	住所
尼崎双星高等学校	口田中 2-8-1
園田南小学校	若王寺 1-1-1
園田東中学校	東園田町 5-79
園和小学校	東園田町 4-73-2
小園中学校	小中島 2-12-27
小園小学校	若王寺 3-23-1
下坂部小学校	下坂部 1-12-1
潮小学校	潮江 2-2-20

5 避難誘導體制

避難誘導體制については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第4節 避難活動を実施する）に定めるところによる。

6 避難所等の開設・運営

津波等一時避難場所、大火災避難場所、指定避難場所等の開設等については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第4節 避難活動を実施する）に定めるところによる。

7 要配慮者への避難支援

(1) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を民生児童委員、自主防災組織等に提供する。

また、市（健康福祉局）は、平常時からの避難行動要支援者に関する情報の把握や、防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備などを目的とした「尼崎市避難行動要支援者避難支援ガイドライン」を策定し、災害時における支援活動に活用する。

(2) 要援護者対策として、福祉避難所を指定し、要配慮者のうち、特に支援を要する者の受け入れを行う。

(3) 福祉避難所の設置や要配慮者支援については、尼崎市地域防災計画第4章-1（第4節 避難活動を実施する、第7節 医療救護関連活動を行う）に定めるところによる。

(4) その他、地理不案内な外国人や市外からの来訪者等をはじめ要配慮者への対応等については、尼崎市地域防災計画第3章（第10節 要配慮者を守る）に定めるところによる。

8 地下空間等の浸水対策

- (1) 市は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図る。
- (2) 市は、南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下街、地下室の管理者に対して、止水板の設置や、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、必要に応じて助言を行う。

9 その他の応急対策

その他の応急対策については、尼崎市地域防災計画第4章-1に定めるところによる。

第6節 水防活動・避難誘導等に従事する者の活動

1 水防活動・避難誘導等に従事する者の安全管理

本市における津波災害対応時の水防活動及び避難誘導等に従事する者の安全確保については、次の対応を基本に安全管理を徹底する。

- (1) 気象庁が発表する津波到達予想時刻に基づき安全管理を徹底する。尼崎市の近隣にある津波観測地点は、西に「神戸」と東に「大阪天保山」であることから、それらの観測地点における津波到達予想時刻の早い方の30分前までを目安として、その後は自身の安全の確保を最優先とする。（兵庫県や大阪府の想定では、津波の最短到達時間として神戸（中央区）が91分、大阪（港区）が114分となっている。）
- (2) 津波到達予想時刻の前までには津波等一時避難場所等に垂直避難するなどし、安全確保を完了する。また、津波到達予想時刻の前でも、身に危険が迫れば退避する。
- (3) なお、消防部の安全管理については、「津波災害に対する消防活動マニュアル」に基づき行う。
- (4) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- (5) 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

2 水防管理団体の措置（監視、連絡、水門・閘門・防潮ゲートの操作等）

地震が発生した場合は、水防管理団体である市は、次のような措置をとる。

- (1) 市管内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 市管内の水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備
- その他、河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門、閘門、防潮ゲートの操作などについては、尼崎市地域防災計画第

4章-1（第2節 水防活動を実施する、第3節 津波からの防護を実施する）に定めるところによる。

3 消防機関の活動

消防職員及び消防団員は、津波からの円滑な避難の確保のためにとる措置として、次の事項を重点として定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 救助・救急等
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

4 消防団の充実強化

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に県と連携して取り組む。

第7節 水道・電気・ガス・通信・放送の対策

1 水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

また、津波収束後の被害状況に応じた応急給水・応急復旧計画を実施する。

2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置を講じる。

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部の行う措置

津波警報が発表され、避難指示が発令された避難対象地域に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の（津波収束後の）応急対策を実施する。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が、住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、市及びその他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第8節 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じ、交通規制の内容を広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

2 海上

- (1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努める。
- (6) 第五管区海上保安本部、県、市は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定める。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に地震・津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じる。なお、鉄道事業者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

4 バス

バス事業者は、路線に地震・津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等運行上の措置を講じる。なお、バス事業者は、乗客の避難誘導計画等を定める。

第9節 不特定多数の者が利用する施設等に関する対策

1 不特定多数の者が利用する施設に対する措置

市が管理する庁舎、社会福祉施設、社会教育施設、図書館、体育館、学校等また、劇場、病院等不特定多数が利用する施設においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定める。

なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

(参考) 劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物等は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

- ・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 応急対策を実施する組織の確立

ウ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

エ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

オ 出火防止措置

カ 水、食料等の備蓄

キ 消防用設備の点検、整備

ク 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

ケ 防災訓練及び教育、広報

(2) 個別事項

ア 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を検討する。

イ 病院、診療所等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。

ウ 学校等

- ・児童、生徒の避難の安全に関する措置(児童、生徒の保護者への引渡を含む。)
- ・当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば特別支援学校等)これらの者に対する保護の措置
- ・地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入等

エ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じる。

オ 文化財等

延焼防止等、文化財等に係る被害軽減を図るための対策を推進する。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部を置く庁舎等は、1の(1)、(2)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県有施設が市推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、県は、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。

(3) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県は県有施設の活用等に協力する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災対策特別措置法に基づく（兵庫県）地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い実施する。

施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮し、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

第2節 実施内容

地震防災対策特別措置法に基づく兵庫県の地震防災緊急事業五箇年計画に係る本市の避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送道路、共同溝、公立学校などの事業を実施する。県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進する。

- ライフライン・インフラ施設の耐震化推進
- 社会基盤施設の適切な管理・長寿命化の推進
- 土砂災害対策の推進
- ため池整備の推進
- 緊急輸送道路等の整備
- 通信設備、情報システムの整備

第3節 建築物の耐震化の推進

1 建築物の耐震化の推進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律を受け、尼崎市耐震改修促進計画を策定し、市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる耐震化を促進しており、市内の建築物の耐震化の推進については、尼崎市地域防災計画第3章（第1節 災害に強いまちをつくる）に定めるところによる。

2 長周期地震動への対応

南海トラフ地震の地震動は、長周期で継続時間が長いため、超高層ビル等の建築物への影響について、市は、県が推進する海溝型地震の長周期地震動に関する研究の成果等の情報収集を図り、今後の取組の参考とする。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において自ら災害に備えるための手段を講じるよう努める。

(1) 事前の備え

ア 住まいの安全のチェック

- ・専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

イ 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、津波避難の基本的な考え方のほか、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ウ 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや市の防災センターなどの見学や、救急救命訓練等の各種講座に参加するなど防災関連知識・技術を習得する。

エ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて、可能な限り1週間分程度を目安に備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

ア 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

イ あわてて外に飛び出さない。

ウ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

エ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

オ ブロック塀には近づかない。

カ 靴を履いて外に出る。

キ 自動車では避難しない。

ク 強い地震（震度4程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸・河川から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ケ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸・河川から離れ、急いで安全な場所に避難する。

コ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ海岸・河川

付近からは離れ、高い所に避難する。

サ 津波注意報が発表されたら、海岸・河川付近からは離れ、釣り等は危険なので行わない。

シ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、尼崎市防災ネット、広報車などを通じて入手する。

ス 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない。

セ 津波見物は絶対にしない。

ソ 避難指示は守り、必要な避難行動をとる。

タ 逃げ遅れたら、津波等一時避難場所に避難する。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

自主防災組織は、尼崎市地域防災計画第3章（第12節 地域防災力を向上させる）に定めるところにより、平常時は、防災訓練の実施、防災資機材の整備、地域独自の防災マップの作成、地域内の他組織との連携構築等に努める。

なお、地域独自の防災マップの作成に当たっては、津波避難の項目を盛り込むことで、地域ごとの津波避難計画にもなるよう努める。

災害時においては共助の精神のもと、情報の収集伝達、負傷者の救出救護、住民の避難誘導等に努める。

3 事業者の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施する。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図る。

その他の事業者においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

その他事業者の役割等については、尼崎市地域防災計画第1章（第3節 市民と行政との協働、第3章（第9節 危険物等の安全を確保する）に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、当該計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的なかつ実戦的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 災害時要援護者、住民等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 市は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！vol.2」）などを活用し、訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努める。

2 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 学校は、津波警報発表を想定して、＜本市の津波避難の基本的な考え方＞を踏まえ津波等一時避難場所への避難訓練等を進める。
- (2) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。
- (3) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。
- (4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が、支援が必要な児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。

3 住民への防災に係る普及啓発活動等

自主防災組織は、作成した地域独自の防災マップに基づき、各地区の実情に合わせた津波避難訓練等を行う。また、訓練結果をもとに適宜防災マップの見直しに努める。

その他住民への防災に係る普及啓発活動等については、尼崎市地域防災計画第3章（第13節 防災教育及び防災訓練を行う）に定めるところによる。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- 1 住民等に対する教育及び広報
 - (1) 市は、住民等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
 - (3) 広報の方法は、防災行政無線の活用、携帯電話機能の活用（「尼崎市防災ネット」・「緊急速報メール」・SNS など）、広報車両の利用、報道機関の利用等により行う。
 - (4) 市は、県と連携して、地震に係る住民等に対する防災教育を実施する。
 - (5) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域・団体単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
 - ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
 - イ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - エ 正確な情報入手の方法
 - オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - カ 各地域における避難対象地域等に関する知識
 - キ 各地域における避難場所及び避難方法等に関する知識
 - ク 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
 - ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - (6) 市は、教育方法として、防災セミナー等の開催、地域独自の防災マップ作成の支援、市政出前講座の実施など、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
 - (7) 市等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
 - (8) 市は、地理不案内な外国人や市外からの来訪者等に対しては、ホームページ等への掲載やパンフレット等を配布するなどして、避難対象地域や避難場所、避難方法等についての広報を行うよう留意する。
 - (9) 市は、県の津波シミュレーション等をもとに、避難場所等を盛り込んだ津波ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努める。

2 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の一員として共助に資する意識を高める
- (5) 自主的な地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

4 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震・津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な相談窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節 趣旨

地震発生時期、規模、位置等についての明確な予測は困難であるが、南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、大規模地震の発生可能性が高まったと評価できるケースとして「半割れ」、「一部割れ」又は「ゆっくりすべり」に該当する異常な現象が発生した後に発生するおそれのある南海トラフ地震（以下「後発地震」という）への対応を定める。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも該当しない場合に発表。

2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の対応

1 防災態勢

危機管理安全局による連絡員待機により対応することを基本とする。

2 措置を実施する期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒又は調査終了）が発表されるまでの間。

3 措置内容

庁内の役割や実施体制、外部機関との協力体制等について確認を行う。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の対応

1 防災態勢

尼崎市災害警戒本部設置要綱に基づき尼崎市災害警戒本部を設置することを基本とする。

2 措置を実施する期間

- (1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間を目安とする。
- (2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間を目安とする。

3 措置内容

- (1) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (2) 市が管理又は運営する施設の防災点検、備品等の転倒・落下防止等を行う。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の対応

1 防災態勢

尼崎市災害警戒本部設置要綱に基づき尼崎市災害警戒本部を設置することを基本とする。

2 措置を実施する期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間は後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間は後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 措置内容

尼崎市地域防災計画第4章及び本計画第3章、第4章に定める応急対策等の実施に備えるとともに、特に以下の点について留意すること。

(1) 消防及び水防活動

出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等の措置の実施に備える。

(2) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

備蓄の確認や、飲料水や電気、ガスの供給を確保するための措置の実施に備えるとともに、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者等と必要な体制を確保する。

(3) 交通対策

津波や交通対策の実施に備えるとともに、道路管理者等と必要な体制を確保する。

(4) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じる。